

「ふるさと」への想いの受け皿となる取組例

資料5-1

	オーナー制度 (事例:明日香村等)	ふるさと住民登録制度 (事例:日野町等)	ふるさと納税制度
制度概要等	農村の景観維持及び生産機能を、都市と分かち合うことや、当該地域の労働力の確保のために一部の地域において創設され、運用されている。都市住民が農村にある一定の財物(土地・酒・木等に設定する例がある)のオーナーとなり、会費等の納入や地域のイベントへの参画など一定の責務を果たすことが求められる。	法令上「住民」ではないが、町に関心を有する方々との絆を深め、町のまちづくりに参画いただくために創設された。登録者には、広報誌発送、祭り・伝統行事への参加呼び掛け、文化センターなど公共施設の住民料金での利用、親等の介護関係書類の郵送登録、町の計画や政策への意見募集(パブリックコメント)などを行う。	「ふるさと納税」制度は、ふるさとへの想いや、地方公共団体の様々な取組を応援する気持ちを、寄附金税制を通じて形にする仕組みとして、平成20年度税制改正で創設された。ふるさと納税(寄附)をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
対象者の範囲	オーナー料を支払う者を対象としている。	町出身者をはじめ、町に関心を持った者を対象としている。	対象者に制限はない(ただし、税額控除は一定の上限まで)。
継続性(支援者の固定化)	オーナー料は1年単位で設定されることが多い。	一度登録された場合、継続的な運用が想定される。	ふるさと納税(寄附)先の地方公共団体をその都度選択する。
会費等	オーナーとなる「財物」の数量等に依じて一口当たりの負担が設定されている。	登録に当たって、 <u>特段の負担はない</u> 場合が多い。	自らの意思に基づき寄附金額を設定する。
事業の財源	オーナー料及び地域住民負担金	一般財源負担	—
評価(課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の労力と資金が確保できる。 ・農村景観の維持することの難しさや、費用がかかることを都市住民に理解してもらえる。 ・一方で保存会そのものの高齢化や後継者不在が解消できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の「ふるさと」だという気持ちを持って地域に貢献したいと考える人と具体的なつながりを築き、その知恵や力をまちづくりに生かすことができる。 ・単なる「モノ」のやりとりにとどまらず、行政への参加機会を保障したり、サービスを提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の応援したい地方自治体に寄附をすることができる。 ・返礼品について良識ある対応が求められている。 ・寄附金の使い途が評価されるような取組みが求められている。